

令和4. 10. 19 参・予算委員会 小西洋之（立民）

問 一般論として、故吉田茂国葬儀や故安倍晋三国葬儀のよ
うな総理経験者の国葬儀の実施について、立法権（国会）
や司法権（裁判所）がその実施について同意することができる
憲法などの法令上の根拠があると考えているか、それ
ぞれについて説明されたい。

（答）

○ 内閣総理大臣経験者の国葬儀を実施するに際し、裁
判所がこれに同意をすることができる旨定めた法令の
存在については承知しておりません。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり議員（立憲民主）

問1 旧統一教会について、所轄庁が質問権を行使せずとも、既に明らかになっている事情を基に、裁判所が職権で解散命令を出すことは可能なのではないか。

（答）

○ 個々の宗教法人について、宗教法人法81条1項に基づき、所轄庁等の申立てを待つことなく、裁判所が職権を発動して解散命令を出すことが可能か否かの判断は、具体的な事件を担当する個々の裁判官が行うものであり、最高裁判所の事務当局としては、答弁を差し控えさせていただきます。

問2 旧統一教会について、裁判所が職権による解散命令を出すことが100%可能とも100%不可能ともいえないということ。

(答)

- (先ほどもお答えしたとおり、) 個々の宗教法人について、宗教法人法81条1項に基づき、所轄庁等の申立てを待つことなく、裁判所が職権で解散命令を出すことの可否については、最高裁判所の事務当局がお答えすることはできないので、答弁を差し控えさせていただきます。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり（立憲）

問3 今回の神戸家裁における少年事件記録の廃棄について、最高裁の規程や通達が守られていなかつたのではないか。

（答）

- 個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、本件記録が特別保存に付されなかつた理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、規程において、事件記録等で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない、つまり、特別保存しなければならないとされています。さらに通達上で具体的に、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」や「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なものの」等については、特別保存に付するものされておりましたが、本件当時、各庁においては、この特別保存を適切に

行うための仕組みが整備されておらず、規程や通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況であったと考えております。

(○ なお、特別保存の運用については、令和2年に、東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。)

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり（立憲）

問4 本件記録は、いつまで保存されていたのか。

（答）

○ 本件記録がいつまで保存されており、これがいつ廃棄されたかにつきましては、神戸家裁において本件記録の廃棄年月日を記載した事件簿や廃棄に関する書類等が残っていないところです。

もっとも神戸家裁において、昨日（10月25日）、旧事件処理システムのデータが見つかったことから、内容を確認したところ、当該少年の事件記録の廃棄年月日に関するデータとして、平成23年2月28日と記録されていることが確認できました。これは正式な書類に基づくものではありませんが、事件記録の廃棄年月日は、当該データに記録された日であった可能性が高いものと考えています。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鈴田さゆり（立憲）

問5 今回、記者からの問合せがなかったとしたら、本件記録の廃棄に気が付かなかつたのではないか。

（答）

○ 今回の問合せがなかつた場合において、いつ本件記録の廃棄を把握することができたかをお答えすることは困難であります。いずれにしましても、最高裁において本件記録の廃棄を把握したのは、今回の問合せによるものであることは事実でございます。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 錦田さゆり（立憲）

問6 のちに本件事件の検証が必要となった場合に、本件記録
が廃棄されたことの責任はどこが負うのか。

（答）

- （先ほど申し上げたとおり）個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、本件記録が特別保存に付されなかった理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、本件は、特別保存を適切に行うための仕組みが導入される前の適切ではない運用に起因するものであり、庁全体の問題、さらには裁判所全体の問題であると考えており、最高裁判所として重く受け止めているところでございます。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 錦田さゆり（立憲）

問7 同様の事態は、他にも起きているのではないか。

（答）

- 本件当時、各庁においては、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況があったということに照らせば、本件と同様の事態が他にも生じている可能性があることは否定できないものと考えております。
- 現に、各庁に対して、報道機関より廃棄の有無の確認を求められた少年事件について、記録が廃棄されていたことが複数確認されています。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 鎌田さゆり（立憲）

問8 最高裁として、適達に沿った運用が行われていない現状
を猛省すべきと考えるが、どうか。

（答）

- 本件当時、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況にあったものと理解しており、下級裁を支援、指導する立場にある最高裁として、各方面からのご批判については重く受け止めているところでございます。
- （先ほど申し上げたとおり）東京地裁では、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになつたことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて令和2年2月18日付けて運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。
- このたび、耳目を集めた少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、

最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

令和4.10.26 衆・法務委員会 米山隆一議員（立憲民主）

問1 横浜地方裁判所横須賀支部の民事訴訟の和解案を協議する期日において被告国の代理人が録音していた事案について、録音が発覚した後、裁判官はどのように訴訟指揮を行っているか。盗聴はなかったことになったまま進んでいるのか。

（答）

- 令和4年10月11日に横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた、国が被告となっている民事訴訟事件の弁論準備手続期日において、裁判官の許可を得ることなく、被告代理人が持ち込んだ録音機が録音状態にあったとの事案が発生したことについては承知しております。
- そうした事態を受けて、担当裁判官が、どのような訴訟指揮を行っているかについてのお尋ねですが、裁判官の訴訟指揮については個別の事件における裁判官の裁判事項そのものに関わることですので、事務当局からお答えすることはできません。

令和4.10.26 衆・法務委員会 米山隆一議員（立憲民主）

問2 今回の事案について、住居侵入罪ないし偽計業務妨害罪が成立しないか。刑事告発の考えはないか。

（答）

- 犯罪の成否についてお尋ねがありましたが、個別の事案における具体的な犯罪の成否については、検察官が起訴した事件について受訴裁判所が判断するものであり、最高裁事務当局がお答えすることはできません。
- 刑事告発というお尋ねもありましたが、本件事案に関する客観的な事実関係については、現在調査中であると承知しており、今後明らかになった事実関係を踏まえ、適切な対応を検討していくことになると存じます。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問1 民事事件や少年事件の記録は、どのような根拠に基づいて、どこが保存するのか。

(答)

○ 民事事件や少年事件の事件記録等については、最高裁が定めた事件記録等保存規程3条1項に基づき、原則として当該事件の第一審裁判所で保存することとされております。

令和4. 10. 26 素・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問2 民事事件や少年事件には、主にどのような種類があるのか。それらの事件記録の保存期間はどのくらいか。

(答)

- 民事事件には、民事通常訴訟事件や保全命令事件、破産事件など、多様なものがございます。例えば、民事通常訴訟事件における保存期間は、判決の原本が50年、和解等調書が30年、事件記録が5年とそれぞれ定められております（別表第一3項）。
- また、少年事件には、一般的な少年保護事件のほか、収容継続申請事件（少年院法138条）などの準少年保護事件があり、例えば、少年保護事件のうち、少年院送致などの保護処分決定によって完結したものについては、その保存期間は、少年が26歳に達するまでの期間と定められております（別表第一21項）。他方、不処分決定によって完結したものなどについては、原則として3年と定められております。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問3 特別保存の認定は、どのような基準で、誰が判断をするのか。

(答)

- 事件記録等保存規程上、史料又は参考資料となるべきものについては特別保存に付するものとされておりますところ、最高裁の通達において、その対象になるものとして、「重要な憲法判断が示された事件」、「重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件」、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」、「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」等を挙げております。
- 特別保存に付すべきか否かの判断は、記録を保存している第一審裁判所の裁判官会議の判断によるになりますが、通常は、こうした司法行政上の判断は所長に委任されていることが多いものと承知しております。

○ また、各庁においては、その選定手続について運用要領を定めており、例えば、令和2年に定められた東京地裁の運用要領においては、①最高裁判所民事判例集等に判決等が掲載された事件、②事件担当部から保存に付するよう申出がされた事件、③主要日刊紙2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件について、特別保存に付するといった客観的な基準を設けております。また、④弁護士会や学術研究者等から要望があった場合には、これを特別保存に付するかどうか適切に判断するために、裁判所内に設置した保存記録選定委員会の意見を踏まえて、最終的に東京地裁において特別保存の要否を判断しております。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問4 特別保存された件数は、どの程度あるのか。

（答）

○ 令和4年10月21日時点で、特別保存に付された事件の件数は、全国で、1,521件である。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問5 少年事件の記録については、電子化され、データで保存されることにならないのか。

（答）

- 刑事手続において取り扱う書類について電子的方法により作成・管理・利用することについては、現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において調査審議が行われているものと承知しております。
- 最高裁としては、こうした法制審議会における調査審議の状況を注視しつつ、少年事件の記録の保存の在り方について引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 26 衆・法務委員会 阿部弘樹（維新）

問6 特別保存の認定については、各地方裁判所で行うのではなく、高等裁判所において行う仕組みとするべきではないか。

(答)

○ (先ほど申し上げたとおり)事件記録等については、原則として、当該事件の第一審裁判所で保存するものとされておりますところ、特別保存に付するか否かの判断については、当該記録の存する裁判所において行うのが相当であり、当該記録を現に保存する第一審裁判所において行うこととしている現在の事件記録等保存規程には、合理性があるものと考えております。

(○ なお、このたび耳目を集めた少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切

な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。)

- (いずれにしましても、) 特別保存の運用の在り方等について、今後、外部の有識者委員の意見等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

令和4.10.26 衆・法務委員会 本村伸子（共産）

問1 なぜ1997年に起きた神戸連續児童殺傷事件に関する

全ての事件記録を特別保存の対象として保存しなかったのかについて、当時の関係者からの聞き取りも含め、廃棄の経過を詳細に調査し、歴史的価値のある裁判資料が廃棄されないよう検討し、対策を立てるべきであると考えるが、どうか。

（答）

- 議員御指摘のとおり、神戸家裁に係属した連續児童殺傷事件の少年保護事件記録等をはじめ、その他の府におきましても、耳目を集めた少年事件の事件記録が2項特別保存に付されずに廃棄されていることが明らかになっているところでございます。
- 2項特別保存の運用につきましては、令和元年に東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等が廃棄されていることが明らかになり、これを端緒としまして、同地裁において有識者の意見を踏まえて策定された運用要領を参考に、全国各府において、2項特別保存の運用要領が策定されるに至っておりま

す。神戸家裁の事案はこの要領策定前のものではござ
いますが、記録保管に関する裁判所の運用について
疑問を呈されている状況にあるものと承知しております。

- そこで、最高裁としましては、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。
- 議員御指摘の神戸家裁の事案を含め、どのような調査、検討が考えられるかにつきましては、有識者委員の意見を聴きながら進めてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問1 少年事件の記録は、どのような根拠に基づいて、誰が、
どのくらいの期間、保存することになっているのか。

(答)

○ 裁判所では、事件記録等の保存や廃棄について、「事件記録等保存規程」等で定めているところ、同保存規程等によりますと、少年事件の事件記録等は、原則として、当該事件の第一審の裁判所である各家庭裁判所が、最長で少年が26歳に達するまでの期間保存することとされております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問2 神戸家裁の児童連續殺傷事件の事件記録については、いつまで保存されることになっているのか。そして、いつ廃棄されたのか。

(答)

- 委員のお尋ねに係る事件記録がいつまで保存されており、これがいつ廃棄されたかにつきましては、神戸家裁におきまして当該記録の廃棄年月日を記載した事件簿や廃棄に関する書類等が残っておりません。
- もっとも、神戸家裁におきまして、旧事件処理システムのデータが見つかりましたことから、その内容を確認したところ、当該少年の事件記録の廃棄年月日にに関するデータとして、平成23年2月28日と記録されていることが確認できました。これは正式な書類に基づくものではありませんが、事件記録の廃棄年月日は、当該データに記録された日であった可能性が高いものと考えています。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問3 保存期間を満了した記録は必ず廃棄しなければならないのか。

(答)

○ 先ほど御説明いたしました事件記録等保存規程の8条1項に定められておりますとおり、保存期間が満了した記録等は廃棄することとされております。もっとも、同規程の9条2項に定められておりますとおり、事件記録等で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならないこととされております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問4 期間満了後も保存するか否かの認定はどのような基準で
、誰が判断をするのか。

（答）

- 先ほど御説明いたしましたとおり、事件記録等保存規程上、史料又は参考資料となるべきものについては保存期間満了後も保存に付するものとされております。これを特別保存と呼称しておりますが、最高裁の通達におきまして、その特別保存の対象になり得るものとして、「重要な憲法判断が示された事件」、「重要な判例となつた裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件」、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」、「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」等を挙げております。
- 特別保存に付すべきか否かの判断につきましては、原則として、当該事件記録を保存している第一審裁判所の裁判官会議の判断によることになります。もっとも、通常は、こうした司法行政上の判断は各裁判所の

所長に委任されていることが多いものと承知しております。

- また、各庁においては、特別保存に付するか否かの選定手続につきまして運用要領を定めており、例えば、令和2年に定められた東京地裁の運用要領においては、
 - ①最高裁判所民事判例集等に判決等が掲載された事件、
 - ②事件担当部から保存に付するよう申出がされた事件、
 - ③主要日刊紙2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件につきまして、特別保存に付するといった客観的な基準を設けております。また、④弁護士会や学術研究者等から要望がありました場合には、これを特別保存に付するかどうか適切に判断するために、裁判所内に設置した保存記録選定委員会の意見を踏まえまして、最終的に東京地裁において特別保存の要否を判断しております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問5 神戸家裁の児童連續殺傷事件の事件記録は、特別保存に付されたのか。

(答)

○ 神戸家裁におきましては、特別保存に付する場合には、当該事件記録の表紙に朱書きで「2項特別保存」と記載し、2項特別保存に付された事件については、特別保存記録等保存票が作成・保存されるとともに、記録庫内で他の記録とは別に記録を保存することになります。しかし、委員のお尋ねに係る事件記録につきましては、申し上げました保存票はなく、また、記録庫内に保存されておりませんでした。したがいまして、（書類等が残っていないため、）経緯が判然としないものの、特別保存に付されることなく、当該事件記録が廃棄された可能性が高いものと考えております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問6 今回の神戸家裁における少年事件記録の廃棄について、最高裁の規程や通達が守られていなかつたのではないか。

（答）

- 委員のお尋ねに係る事件記録が特別保存に付されなかつた理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であつたかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、規程において、事件記録等で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない、つまり、特別保存しなければならないとされています。さらに通達上で具体的に、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」や「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの」等については、特別保存に付するものされておりましたが、本件当時、各庁においては、この特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程や通達の趣旨に

沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況であったと考えております。

- (○ なお、特別保存の運用については、令和2年に、東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。)
- 下級裁を支援、指導する立場にある最高裁として、各方面からのご批判については重く受け止めているところでございます。

令和4.10.27 参・法務委員会 加田裕之（自民）

問7 規程や通達に沿って、特別保存すべき記録は保存し、廃棄すべき記録は廃棄するということを実効性のあるものとするために、裁判所として今後どのようにしていくつもりか。

（答）

○ 最高裁としては、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかを第三者の目から客観的に評価してもらい、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えておりますので、外部の有識者の委員の意見を聴取し、今後の方針を検討していきたいと思っておるところでございます。

令和4.10.27参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問1 神戸家裁等での少年事件記録の廃棄を受けて、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったかどうか等について有識者の意見を聴取するとのことであるが、その対象は、特別保存の実施主体である下級裁判所のみではなく、最高裁も含まれるのか。

（答）

- 議員御指摘のとおり、このたび、耳目を集めた少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。
- その上で、有識者からの意見聴取の対象は、特別保存の実施主体である下級裁判所だけでなく、

上級庁として下級裁判所を指導、監督する立場にある
最高裁判所も対象となると考えております。

令和4.10.27参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問2 神戸家裁をはじめとする各裁判所における事件記録等の不適切な廃棄について、具体的な経緯等を調査する予定はあるか。

（答）

○ 議員御指摘の点を含め、どのような調査、検討が考えられるかにつきましては、有識者委員の意見を聴きながら進めてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問3 神戸家裁の事件以外にどの事件記録等が不適切に廃棄されたのかについて、全国調査を行うなどして対象事件や範囲を確定する予定はあるか。

（答）

- 最高裁としましては、現在、各庁に特別保存の件数等を照会し、また個別事件に対する問い合わせの結果を集約するなどして、各庁における特別保存の状況の把握に努めているところであります。
- 調査を行う場合の範囲や方法につきましては、今後、把握した状況も基礎にしつつ、有識者委員の意見等も踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

令和4.10.27参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問4 どのような事件の記録を、いつ、誰が廃棄したかという
廃棄の記録は、20年で廃棄せずに永久保存とすべきであ
ると考えているが、どうか。

（答）

- 記録が廃棄されたときには、廃棄年月日を事件簿に記載することになっており、これまで裁判所においては、最高裁の通達により、少年保護事件簿であれば20年の保存期間経過後に廃棄するという運用を行っているところでございます。
- この運用についても御指摘、御批判をいただいているところであり、最高裁としましては、この点も含めた記録の保存の在り方につきまして、有識者からいただく意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

※参考：事件関係の帳簿諸票の備付け等について（平成4年8月21日総三第27号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達）第2、第3、別表第3

令和4. 10. 27 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問5 有識者委員会による調査の期間や回数、成果物をどのように形で出し、どのように活用する方向性であるか。

（答）

- 有識者の委員の方の意見もお聞きしながらにはなりますが、年内、できる限り早くに、第1回の委員会合を開催したいと考えております。その後も、有識者の意見によるところではありますが、必要に応じて、調査や会合を重ね、何らかの形でとりまとめることなどが考えられるところであります。
- いずれにしましても、有識者の意見を聞きながら、調査、検討を進めていき、その成果物を記録の管理の適切な運用につなげてまいりたいと考えております。

令和4.10.27参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問6 神戸家裁の事件について、警察や検察庁、弁護士付添人、精神鑑定を行った大学教授らの関係者に協力を求め、可能な限り廃棄した記録の復元に当たるべきであるとの意見があるが、裁判所として前向きに検討する意向があるか。

（答）

- 当該事件は平成9年に終局した事件であると承知しております。当該事件の記録の復元については、25年前の事件関係の資料が現時点においてどの程度残っているのかといった問題や、仮に資料が残っていたとしても一部にとどまるとなれば、史料としての価値があるといえるのかといった問題など、検討には難しい問題を含んでいると思われます。

令和4. 10. 27参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問7 平成4年に2項特別保存についての運用ルールを定めた事務総長通達が発出されているが、このルールが守られ、実践されているかについて、最高裁としてどのようなフォローアップや監督がされてきたか。

（答）

- 最高裁としましては、これまでの間、記録等の保存に関する執務資料を作成し、下級裁に配布するなどして支援してきたのですが、選定手順や明確な基準などが具体的に定められているかどうかという観点からの指導監督が不足していたところであり、令和2年に、各庁に今御説明した観点に基づく運用要領を定めるよう求めております。
- もっとも、今般、特別保存の運用の在り方等について改めて検討することとしたものであり、先ほど申し上げた最高裁としての取組が十分であったかについても、併せて検討してまいりたいと考えております。

令和4.10.27参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問8 神戸家裁における少年事件記録の廃棄は、現在の特別保存の運用からすると適切でなかったと評価しているが、当時の運用に基づく場合にはどうか。

（答）

- 個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、本件記録が特別保存に付されなかつた理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であつたかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、規程において、事件記録等で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない、つまり、特別保存しなければならないとされています。さらに通達上で具体的に、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」や「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なものの」等については、特別保存に付するものされておりましたが、

本件当時、各庁においては、この特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程や通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況であったと考えております。

(○ なお、特別保存の運用については、令和2年に、東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。)

令和4. 10. 27 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

問9 東京地裁が令和2年に定めた2項特別保存についての運用要領によって、今後、不適切な廃棄は根絶できると考へているか。

（答）

- ご指摘のとおり、東京地裁では、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて令和2年2月に運用要領が定められております。
- この運用要領においては、
 - ①最高裁判所民事判例集等に判決等が掲載された事件、
 - ②事件担当部から特別保存に付するよう申出がされた事件、③主要日刊紙2紙以上に終局に関する記事が掲載された事件について、特別保存に付するといった客観的な基準を設けております。また、④弁護士会や学術研究者等から要望があった場合には、これを特別保存に付するかどうか適切に判断するために、裁判所内に設置した保存記録選定委員会の意見を

踏まえて、最終的に東京地裁において特別保存の要否を判断することとしており、この運用要領は、特別保存の運用を適切に行うための仕組みの一つであると理解しております。

- もっとも、このような仕組みが、将来にわたって特別保存の運用を適切に行っていくために十分なものとなっているかについては、有識者意見の意見も踏まえ、更に検討してまいりたいと考えております。

令和4.10.27 参・法務委員会 福島みづほ(立民)

問1 選択議定書の批准をすることに当たり、最高裁判所は反対の立場であるか。

(答)

- 委員お尋ねの選択議定書を批准する否かにつきましては、政府、国会において判断される事項であり、最高裁判では意見を述べるべき立場にないものと考えております。

令和4.10.27 参・法務委員会 川合孝典（民主）

問1 神戸家裁の件などの重要な少年事件記録が廃棄されたことについて、最高裁として、どのように受け止めているか。

(答)

- ご指摘の事件記録の廃棄が行われた当時、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況にあったものと理解しており、下級裁を支援、指導する立場にある最高裁として、各方面からのご批判については重く受け止めているところでございます。
- 東京地裁では、平成31年2月に重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて令和2年2月18日付で運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。
- このたび、耳目を集めた少年保護事件記録等を

特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 川合孝典（民主）

問2 神戸家裁の件などの重要な少年事件記録について、当時の首席書記官は、なぜ廃棄の指示をしたのか。

(答)

- 個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、それぞれの事件記録が特別保存に付されなかった理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、ご指摘の事件記録の廃棄が行われた当時は、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況にあったものであり、府全体の問題、さらには裁判所全体の問題であると考えており、最高裁判所として重く受け止めているところでございます。

令和4.10.27 参・法務委員会 川合孝典（民主）

問3 昭和39年に定められた事件記録等保存規程は、今の時代に合っているのか。見直しが必要ではないか。

（答）

- 裁判所としましては、昭和39年に規程が定められた以降も改正を重ねているほか、平成4年に通達を改めるなどしてきているところでございますが、平成31年2月、東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等が廃棄されていることが明らかとなり、今般、耳目を集めた事件記録の廃棄が確認され、厳しい意見をいただいているところでございます。
- （先ほど申し上げたとおり）今後、これまでの特別保存の運用の在り方や、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかについて有識者の意見を聞きながら、何をすべきかを検討してまいりたい。

令和4. 10. 27 参・法務委員会 川倉孝典（民主）

問4 現在保存されている事件記録等については、当面は、
保管期間経過後も廃棄せずに保管しておくべきではないか。

（答）

- 令和4年10月25日、保存期間が満了した
少年調査記録を含む全ての事件記録等については、
当分の間その廃棄を留保するよう、最高裁判所から
各裁判所に事務連絡を発出したところでございます。
- これらの記録の取扱いについては、有識者委員の
意見を踏まえて、適切に対処してまいりたい。

令和4.10.27 参・法務委員会 鈴木 宗男議員（維新）

問 旧統一教会が被害者から提起された訴訟の判決において国
会議員の名前が挙がっているものはあるか。

(答)

○ 最高裁判所においては、旧統一教会が被害者から提起された
訴訟の判決について網羅的に把握しているわけではなく、お尋
ねの点についてお答えすることはできません。

令和4. 10. 28 衆法 平林晃（公明）

問1 今回改定される号俸に在職する裁判官の数及びその割合を問う。

答 今回改定される号俸に在職する裁判官は、139人であり、これは裁判官全数(3383人)に対する約4%に相当する。

令和4. 10. 28 衆法 平林晃（公明）

問2 裁判官の人事評価を給与に反映させるべきと考える
が、最高裁の見解如何。

答 裁判官の評価については、その職権行使の独立への配慮が
きわめて重要であると考えており、評価権者である地家裁所
長等において、各裁判官と面談した上で、段階式ではなく、
文章体による記述式の人事評価を行っている。給与について
も、裁判官の職権行使の独立性を踏まえると、いわゆる業績
評価を直接給与に反映させるなどの運用にはなじまないと考
えられる。（現在の運用では、勤勉手当についても均分して
支給している。）

令和4. 10. 28 素法 鈴木庸介（立憲）

問1 現在の裁判官の報酬は、誰がどのような判断で決めているのか。

答 裁判官の報酬については、裁判官の報酬等に関する法律第3条により、最高裁判所が定めることとされている。

裁判官任官後約20年の間は、同時期に裁判官となった者が概ね同時期に昇給しており、約20年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所裁判官会議において決定している。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問2 裁判官の給与水準の適正についてどのように考えるか。

答 裁判官の報酬は、その職務と責任の特殊性を踏まえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その責任にふさわしい適材確保の必要性を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業の給与水準とのバランスを踏まえて決まる国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮して、法により定められているものと理解している。

令和4. 10. 28 衆・法務委員会 鈴木庸介（立憲）

問3 裁判官の執務環境の観点から庁舎内の温度調整が必要であると考えるが、裁判所の庁舎の空調（エアコン）が夕方5時で切れるというのは本当か。

（答）

委員ご指摘のとおり、執務室等の温度調整が裁判官などの職員の執務環境などの観点から重要であると認識しており、空調設備の運転に関しましては、勤務時間内の稼働を前提に、裁判官等の職員から申請があれば運転を延長するなど、実情に応じて適切に運用しているものと承知しております。

例えば、最高裁におきましては、午前8時から午後6時まで空調の運転を行っており、午後6時以降も執務の必要がある部署から延長の申請があれば、運転時間を延長しております。

令和4.10.28 衆・法務委員会 鈴木庸介（立民）

問4 最高裁判所事務総局の役割について聞う。

（答）

- 一般論としてお答えしますと、（最高裁判所は、大きく、本来の役割である裁判を行う裁判部門と、そのような裁判部門を様々な面でサポートする司法行政部門に分かれていますところ）、最高裁判所事務総局は、司法行政部門を担う最高裁判所の裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務を掌る機関として設置されています。裁判所がその本来の使命たる司法裁判権行使の目的を達成するために必要な人的機構、物的施設を供給維持し、事務の合理的、効率的な運用をはかるといった事務を行っています。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問5 最高裁事務総局に関しては、その裁量が大きく、異動や昇給などにより下級裁判所の裁判官を支配しているという指摘があるが、このような現在の事務総局に向けられた社会の評価に対してどのように考えているか。

答 裁判官は、その良心に従い、法と証拠に基づいて裁判を行うものであり、他者からの評価を意識して裁判をするようなことがあってはならないと考えており、裁判所としても、裁判官が自律的に職務を遂行するため、その職権行使の独立への配慮はきわめて重要であると考えている。

たとえば、裁判官の昇給の運用に当たっては、裁判官任官後約20年の間は、裁判官の職権行使の独立を給与面から担保する必要があることなどから、同期がおおむね同時期に昇給する運用を行っている。

また、裁判官の任用配置に当たっては、面談等を通じて把握する本人の希望、健康状態、家族の状況等の事情にきめ細やかに配慮しながら、適材適所の観点で実施しているところであり、個別の判決等における判断内容を反映させるようなことは、あってはならないことであり、そのような考慮はしていない。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえた上で、裁判官が

自律的に職務を遂行することができるよう、その職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問6 裁判官の「内面の自由が」侵害されているのではない
かという批判があるが、その点についてどのように考
えているか。

答 先ほど申し上げたとおり、裁判官は、その良心に従い、法
と証拠に基づいて裁判を行うものであり、他者からの評価を
意識して裁判をするようなことがあってはならないと考えて
おり、裁判所としても、裁判官が自律的に職務を遂行するた
め、裁判官の「内面の自由」が制約されることのないよう、そ
の職權行使の独立に配慮することがきわめて重要であると考
えている。

先ほど申し上げたとおり、裁判官の昇給や任用配置に当た
って、その職權行使の独立に配慮しながら運用していること
はもちろん、たとえば、人事評価の実施に当たっては、各裁
判官と面談した上で、裁判官にランクを付けるような段階式
の評価ではなく、文章体による記述式の人事評価を行ってお
り、各裁判所の所長等の評価権者において、裁判官の個別の
事件処理に影響を与えないよう細心の注意を払って実施して
いる。

加えて、司法研修所においても、裁判官が自ら応募し、自
由に討議する形式の研修等を幅広く実施しているところであ

り、裁判官が裁判所における諸課題について自由に議論をし、自律的に職務に当たる環境を整備していくことは重要と考えている。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえた上で、裁判官が「内面の自由」を制約されることなく、自律的に職務を遂行することができるよう、その職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木庸介（立憲）

問7 事務総局において裁判官の労働環境の改善につきどのように取り組む予定か。

答 裁判官が心身ともに健康な状態で職務に当たり、その能力を十分に発揮することができるよう、その職務環境を整備することは重要であると考えている。

そのため、事件動向等を踏まえた適切な人員配置に努めているほか、各地の裁判所において、個々の裁判官が休日や夜間にどの程度仕事をしているのかや、裁判官の手持ちの事件数や内容も含めた負担の程度について、部総括裁判官をはじめとする周囲の者が、きめ細かく把握するよう努め、必要に応じて、その働き方について指導・助言したり、事務負担を見直したりするなどして、裁判官の心身の健康に配慮している。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえつつ、裁判官の職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 吉田はるみ（立憲）

問1 裁判官の人事評価はどのようなものか。昇給や人事に反映されているのか。

答 裁判官については、公正な人事の基礎とするとともに、裁判官の主体的な能力向上に資するため、（裁判官の人事評価に関する規則に基づく）人事評価制度を実施している。

人事評価の実施に当たっては、裁判官の職権行使の独立への配慮がきわめて重要であると考えており、評価権者である地家裁所長等において、裁判官の個別の事件処理に影響を与えないよう細心の注意を払っているものと承知している。

具体的には、人事評価は、事件処理能力、組織運営能力及び一般的資質・能力の3つの評価項目について、裁判所外部からの情報にも配慮して行うものとされているところ、裁判官の独立を侵害するおそれがあるため、個別の裁判における判断内容や結論の当否を評価に反映することはない。

また、昇給については、裁判官任官後約20年の間は、同時期に裁判官となつた者が概ね同時期に昇給するため、直ちに人事評価が昇給に影響するわけではない。

任官後、約20年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所裁判官会議において決定される

ので、人事評価が関係してくることとなる。

令和4. 10. 28 衆法 吉田はるみ（立憲）

問2 裁判官の勤務実態や長時間労働対策はどのようなものか。

答 裁判官が心身ともに健康な状態で職務に当たり、その能力を十分に発揮することができるよう、その職務環境を整備することは重要であると考えている。

そのため、事件動向等を踏まえた適切な人員配置に努めているほか、各地の裁判所において、個々の裁判官が休日や夜間にどの程度仕事をしているのかや、裁判官の手持ちの事件数や内容も含めた負担の程度について、部総括裁判官をはじめとする周囲の者が、きめ細かく把握するよう努め、必要に応じて、その働き方について指導・助言したり、事務負担を見直したりするなどして、裁判官の心身の健康に配慮している。

今後とも、裁判官の職務の特質を踏まえつつ、裁判官の職務環境の整備に努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 吉田はるみ（立憲）

問3 女性裁判官の活躍を推進するため、出産や育児のライフイベントがキャリアアップに不利にならないようにするためどのような取組みをしているか。

答 最高裁としては、裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた人については、男女を問わず活躍できるようにすることが重要であると考えている。

たとえば、裁判官の任用配置に当たっては、面談等を通じて把握する本人の任地や担当職務等についての希望を踏まえて、家族の状況等の事情にもきめ細かく配慮しつつ、適材適所の観点で実施している。

また、育児休業等を取得している裁判官に司法研修所から自己研さんに行きやすい環境を整えるなどして、裁判官としての成長と子育て等の家庭生活との両立を図ることができるよう配慮している。

裁判官のワークライフバランスは重要であると考えており、各庁の事件動向等に応じた裁判官の配置に努めるとともに、各庁の実情に応じて担当事務の分担の仕方の工夫をするなどの配慮を行うほか、仕事と育児や介護等の両立支援制度の周知に努めるなどして、積極的に取り組んでいるところである。たとえば、男性裁判官の育児休業取得率は、

令和3年度には55%まで上昇しており、引き続き、
このような取り組みを進めることで、裁判官が男女を問わ
ずその能力を十分に發揮し、活躍することができるよう、
努めてまいりたい。

令和4. 10. 28 衆法 沢田良（維新）

問 最高裁判所長官及び簡易裁判所判事17号の報酬等の年額はそれぞれどのくらいか。

答 現行の最高裁判所長官の報酬等の年額は、約4000万円であり、現行の簡易裁判所判事17号の報酬等の年額は、約600万円である。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問1 国全体で進めている働き方改革の流れのなかで、裁判官の働き方についてどのように取り組まれてきたのか。

答 裁判官のワークライフバランスは重要であると考えております。各庁の事件動向等に応じた裁判官の配置に努めるとともに、各庁の実情に応じて担当事務の分担の仕方の工夫をするなどの配慮を行うほか、仕事と育児や介護等の両立支援制度の周知に努めるなどして、積極的に取り組んでいるところでございます。

今後とも、ワークライフバランスを実現できる執務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問2 本改正案では、裁判官では判事補8号以下、簡易裁判所判事13号以下の者を対象とした改定であるが、これらの者の勤務状況は如何に。

答 判事補8号以下の者は、判事補の中でも若手の者であり、各裁判所において、主に合議事件の主任裁判官等として執務し、裁判官として事件を担当する経験を積んでいる時期にあるものと承知している。

なお、簡易裁判所判事13号以下の者については、現時点では対象となる者がおりません。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問3 裁判官の勤勉手当を算出するにあたり、成績率の内容
は如何に。

答 裁判官の勤勉手当は、裁判官の職務の独立性に鑑み、いわ
ゆる業績評価の結果を反映させることになじみにくいことか
ら、均一の成績率を用いる運用としている。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問4 扶養手当について、今日においては、世帯によって家族構成やライフスタイルも様々であるところであるが、その額や支給に対して議論は起きていないか。

答 裁判官の扶養手当については、裁判所で独自の制度を有するものではなく、法令に基づき、一般の政府職員の例に準じているにすぎないため、最高裁判所としては、扶養手当の額や支給について意見を述べる立場はない。

令和4. 10. 28 衆法 鈴木義弘（国民）

問5 住居手当や寒冷地手当について、これらが所得に含まれないような支給ができないものか。

答 裁判官の住居手当や寒冷地手当の支給については、法令に基づき、一般の政府職員の例に準じているところである。これらの手当が給与所得として課税の対象となることの当否についてはお答えする立場はない。

令和4. 11. 1 参法 仁比聰平（共産）

問1 「我が国では1947年最高裁発足から2020年9

月迄の間に、最高裁裁判官には182名が就任したが、

内女性は1994年以来7名で、現職15名の内女性は

2名である。」という指摘は事実か。

答 ご指摘のとおり、1947年（昭和22年）の最高裁発足から2020年（令和2年）9月末までの間に、182人が最高裁裁判官に任命されており、そのうち女性は、1994年（平成6年）以降に任命された7人である。

また、2020年（令和2年）9月末当時の現職の最高裁裁判官15人のうち、女性は2人であった。

令和4. 11. 1 参法 仁比聰平（共産）

問2 「未だキャリア裁判官から女性の最高裁判事が選任されていません」との指摘は事実か。

答 下級裁判所の裁判官としての経験を有する女性の最高裁判事としては、岡部喜代子元最高裁判事がおりますけれども、最高裁判事に任命される直前に下級裁判所の裁判官の職にあった女性の最高裁判事はありません。

令和4. 11. 1 参法 仁比聰平（共産）

問3 2020年12月の第5次男女共同参画基本計画は
「最高裁判事も含む裁判官全体について占める女性割合
を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する」としてい
るが、どのように受け止めているか。

答 内閣が行う最高裁判事の任命については、お答えを差し控
えたい。

下級裁判所の裁判官について申し上げると、最高裁としては、裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた人については、男女を問わずできる限り任官してもらい、活躍できるよ
うにすることが重要であると考えている。近年、司法修習終了者に占める女性割合は2割程度であるところ、司法修習を終了して判事補に採用された者に占める女性割合は3割程度となつてお
り、裁判官に占める女性割合は着実に増加している。今後とも、裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた女性にできる限り多く任官してもらえるよう努めてまいりたい。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問1 事件記録等は、誰のものか。

（答）

- 事件記録等は、事件に関して裁判所及び当事者にとって共通の資料として作成され、受訴裁判所において保管されているものであり、訴訟の進行に利害関係を有する当事者によって利用されることが当然に予定されているものであります。
- もっとも、事件記録等の中には、その存在について歴史的、社会的な意義が認められるものや、後日の事件処理に当たっての参考となるようなものなど、事件記録等保存規程で定める保存期間が経過しても特別に保存すべき史料又は参考資料も含まれていると理解しております。

令和4.11.2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問2 現在、特別保存に付している事件記録等は何件ある
のか。

（答）

- 今回の件を踏まえ、最高裁としては、取り急ぎ、各庁に対し、特別保存に付された事件の件数について照会を行っているところでございます。
- 各庁から報告を受けたものを概数としてお示ししますと、令和4年10月21日時点で、特別保存に付された事件の件数は、全国で、約1,500件余りでございます。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問3 特別保存に付している事件記録等について、最高裁として、これらが適切に保存されていることの確認はできているのか。

(答)

○ 最高裁としましては、現在、各庁に対し、特別保存の件数のほか、特別保存に付された事件記録等の保存状況についても照会を行っているところであり、各庁における特別保存の状況の把握に努めているところでございます。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 鈴木義弘（國民）

問1 重要な裁判記録である「特別保存」として国立公文書館へ移されている記録はどのくらいあるのか。昨年度、1年間の件数を問う。

(答)

- (○ 裁判記録の国立公文書館への移管につきましては、平成21年8月5日の内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ並びにこれを受けた平成21年8月5日及び平成25年6月14日の内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局総務局長等申合せに基づき、2項特別保存に付されている民事訴訟事件の事件記録等を、順次、裁判所から国立公文書館へ移管しているところでございます。)
- 昨年度の事件記録につきましては、(裁判文書の移管計画に関する平成29年11月21日付け内閣総理大臣決定に基づきまして、大阪高等裁判所及び高松高等裁判所の各管内の高地簡裁で保存する事件) 106件の移管を行っております。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 鈴木義弘（国民）

問2 デジタル化を推進するなかで、裁判記録の保存について
、今後どのように取り組んでいくのか。

（答）

○ 裁判手続のデジタル化が実現され、記録が電子化された場合には、記録の保存の観点からは、記録を物理的に保管するためのスペースが不要になり、職員による運搬も不要になるなどが想定されるところでございます。

記録の電子化に伴う記録の保存の在り方については、今後、このような電子化された記録の特性のほか、システムの維持・管理に関するコストの問題や、事件記録等に表れる高度な個人情報を保有し続けることに関する問題等も踏まえつつ、検討していきたいと考えております。

令和4. 11. 9 衆・法務委員会 吉田はるみ（立憲）

（問1）神戸児童連続殺傷事件について、記録の復元を行う考え方はあるか。

（答）

○ 委員ご指摘の事件は、平成9年に終局した事件であると承知しております。

当該事件の記録の復元につきましては、25年前の事件関係の資料が現時点においてどの程度残っているのかといった問題や、仮に資料が残っていたとしても、一部にとどまるとすれば、いわゆる史料としての価値があるといえるのかといった問題など、検討に当たって難しい問題を含んでいるものと思われるところでございます。

令和4.11.9 衆・法務委員会 吉田はるみ（立憲）

（問2）今後、同様の事態が生じた場合には、その責任はどこにあると考えるか。

（答）

- 委員ご指摘の神戸家裁の件などにつきましては、個別の記録が特別保存に付されなかつた理由や、廃棄された当時の状況については明らかでないものの、（特別保存を適切に行うための仕組みが導入される前の）特別保存の適切ではない運用に起因するものでありまして、庁全体の問題、さらには裁判所全体の問題であると考えております。
- 最高裁としては、既に、令和2年に、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、東京地裁において適切な記録保存の運用を確保するため策定された運用要領を、各庁に参考として共有し、適切な運用要領が定められるよう努めたところであります。
- もっとも、）このたび、耳目を集めました少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄してい

たことが明らかとなりまして、最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを、第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があると考えておりますと、外部の有識者委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

- ご指摘の問題は、（今後、同様の事態が生じてしまった場合という仮定の問題であり、なかなかお答えしづらいところではございますが、）仮に、今後、同様の事態が生じてしまったとすれば、その経緯等を踏まえ、それが個別の問題であるのか、それとも裁判所全体の問題であるのか等を含め、検討することになるのではないかと考えておりますが、繰り返しで恐縮ですが、今回の事態を受けて、将来にわたって、記録の適切な管理を確保するべく、外部の有識者委員の意見を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

令和4. 11. 9 衆・法務委員会 吉田はるみ（立憲）

（問3）裁判手続のデジタル化を踏まえ、記録の保存の在り方について、どのように考えているか。

（答）

- 例えば、民事訴訟につきましては、令和4年5月25日に民事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、訴訟記録の電子化など、民事訴訟手続のデジタル化を実現するものとされておりまして、最高裁としては、その施行に向けて、必要な準備を行っているところでございます。
- 記録が電子化されました場合には、記録の保存の観点からは、記録を物理的に保管するためのスペースが不要となり、また、職員による運搬も不要になることなどが想定されるところでございます。
記録の電子化に伴う記録の保存の在り方については、今後、このような電子化された記録の特性のほか、（システムの維持・管理に関するコストの問題や、）事件記録等に表れる高度な個人情報を保有し続けることに関する問題等も踏まえつつ、検討していきたい

と考えております。

令和4. 11. 10 参法 加田裕之（自民）

問1 裁判所は長時間労働の是正にどう取り組んでいるのか。

答 （委員ご指摘のとおり、長時間労働が生じないように努めることは重要な課題であると考えている。これまでも、）

裁判所においては、（真に必要な業務に注力することができるよう、）合理的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくという方針の下に、①仕事の仕方の見直し、計画的な休暇取得の促進、柔軟な働き方に向けた取組等を集中的に行う「働き方改革推進強化月間」（7～9月）を設けたり、②職場ミーティングを通じて、実情に応じた事務の見直しを行ったりするなどして、働き方改革に向けた取組みを推進してきた。

今後ともこうした取組みを継続し、長時間労働が生じないよう努めてまいりたい。

令和4. 11. 10 参法 加田裕之（自民）

問2 昨今の裁判所のワークライフバランスの推進について
問う。

答 裁判所においては、子育てや介護を担う職員等を含め組織全員の力を最大限発揮できるよう、職員のワークライフバランスの推進に向けて、特定事業主行動計画を策定するなどして、職場での仕事の進め方の見直し、職員の意識の改革、男性職員による育児休業取得促進を始めとする仕事と生活の両立に向けた支援や環境整備等に取り組んできたところであるが、今後ともこのような取組みを続けてまいりたい。

令和4. 11. 10 参法 加田裕之（自民）

問3 昨今の裁判所における女性活躍推進に向けた取組みについて問う。

答 裁判所においては、女性の活躍推進は重要な課題であると認識しております。

これまでも、女性職員登用の目標を設定することはもちろん、面談等を通じて長期的なキャリアに関する意向や登用に障害となる事情を把握することで女性職員の計画的な育成を行ったり、女性職員にキャリアパスについての意識をもってもらえるようロールモデルとなるような女性管理職員をできる限り配置するなど様々な取組みを行ってきた。

今後とも、女性の活躍推進に向けた取組みを継続することで、組織全員の力を最大限発揮できるように努めて参りたい。

令和4. 11. 10 参法 石川大我（立憲）

問1 コロナ禍で民間企業では働き方改革が進んだものと思うが、裁判所での働き方はどうか。

答 裁判所においては、国民の期待に応える司法サービスの一層の充実を図るためにも、（働き方改革により）育児や介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるようになることが必要であると考えており、長時間労働の是正、業務の合理化・効率化、（働く時間の柔軟化）、育児休業等の仕事と家庭生活の両立支援制度の利用促進などを通じて、働きやすい職場環境の整備に取り組んできているところである。

令和4. 11. 10 参法 石川大我 (立憲)

問2 紹与や執務環境について現場の職員から不満の声はないのか。現場の職員が不満を述べられるような方法はあるのか。

答 (委員ご指摘のとおり、) 裁判所の職員が働きやすい執務環境を整備することは重要であると考えている。

裁判所においては、これまでも、管理職員を通じて現場の職員の様々な声を可能な限り拾い上げるなどして、執務環境の整備に努めてきたところであるが、今後も、現場の職員がその能力を十分に発揮することができるよう、良好な執務環境の整備に努めて参りたい。

令和4. 11. 10 参法 谷合正明（公明）

問1 今後障害者雇用を促進していくためにどのように取り組んでいくか。

答 裁判所においては、平成30年12月に「裁判所における障害者雇用に関する基本方針」を策定した。この基本方針や障害者雇用促進法に基づき、これまで、定期的な面談の実施により障害のある職員と業務との適切なマッチングができるかを確認し、業務内容や業務量の調整を行うなどして、障害のある職員が働きやすく、定着できる職場を作るための取組みを行ってきた。

（こうした取組みにより、令和2年度中に全庁において法定雇用率を達成し、また、障害のある職員の職場に対する満足度も高い水準となっている。）

今後とも、このような取組みを継続することにより、障害者雇用を促進していく所存である。

令和4.11.10 参・法務委員会 谷合正明（公明）

問2 聴覚障害のある方が傍聴を希望する場合の運用基準の整備の状況について問う。

（答）

- 法廷における傍聴に関しましては、個々の裁判体の訴訟指揮権や法廷警察権等の観点から、個別具体的に判断されるものでありますことから、委員お尋ねのような運用基準といったものは整備されておりません。
他方、裁判所では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえまして、「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めております。この対応要領に基づき、個々の裁判体の判断によって、裁判所を利用する方々がお持ちの障害の特性や程度等の具体的な状況に応じた合理的な配慮が提供されているものと承知をしております。

令和4.11.10 参・法務委員会 谷合正明（公明）

問3 聴覚障害のある傍聴人がいる場合に、公費による手話通訳を手配することを検討するべきではないか。

（答）

- 委員の御指摘のような聴覚障害のある傍聴人に対して公費による手話通訳を手配することにつきましては、例えば、全国の裁判所において、一律に同様の対応をすることが裁判所の態勢上可能かといった困難な問題などが考えられるところですが、先ほど御説明いたしました「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、個別具体的な事情を踏まえた対応を行ってまいりつつ、障害者の司法へのアクセスにつき、その属性に応じた一層の拡充を図るという視点から、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

令和4. 11. 10 参法 梅村みづほ（維新）

問1 裁判官という仕事の魅力はなにか。どのような人材を
求めているか。

答 仕事のどのような点に魅力を感じるかは人それぞれではあるが、裁判官は、法と良心に従って、独立して裁判を行うことを職責としており、その点に魅力を感じて任官を考える者が多いものと思われる。裁判所としては、そのような職責にふさわしい資質・能力を備えた人材に任官してもらいたいと考えている。具体的には、①事件処理能力、すなわち、法律知識、法的判断や裁判手続の運営に必要な資質・能力のほか、②様々な職種の職員と協働して事件処理に当たるために必要な組織運営能力や、③視野の広さ、社会事象に対する理解力などの一般的な資質・能力も求められるところ。

裁判所としては、今後とも、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人材に任官してもらえるように努めてまいりたい。

令和4. 11. 10 参・法務委員会 川倉孝典（国民民主党）

問1 裁判所における近年の定員合理化の進捗状況は如何。

（答）

- 裁判所としましては、裁判所の事務への支障の有無等を考慮しつつ、政府の定員合理化に協力するため定員合理化を行っているところでございます。
具体的に申し上げますと、令和2年度は57人、令和3年度は56人、令和4年度は65人の合理化を行ってきたものでございます。

令和4. 11. 10 参・法務委員会 川合孝典（国民民主党）

問2 合理化した人員分の業務はどうなっているのか。職員の業務量が増加しているのではないか。

（答）

- 裁判所においては、定員の合理化に当たり、事務処理の合理化、効率化が図りやすい事務局部門を中心、これまでも事務処理の合理化、効率化を図ってきたところでございます。
- 具体的には庁務員等の技能労務職員については、既存業務の見直しや事務統合による業務の最適化等により事務の合理化を行っているところであり、定年等による退職に際し、裁判所の事務への支障の有無を考慮しつつ、外注化による合理化等が可能かを判断し、後任を不補充とすることにより生じた欠員について定員を合理化しているところでございます。
- また、事務官については、各庁各部署において事務の見直し等に取り組んでおり、既存業務の見直しによる合理化が可能な部署について個別に減員を検

討しているところでございます。

- したがいまして、外注化等によって裁判所の一部の業務に変化が生じることは否定できないものの、定員合理化により、裁判所の業務として支障が出る状況は生じていないと認識しております。

令和4. 11. 10 参・法務委員会 川合孝典（国民民主党）

問3 定員合理化に当たり、どのような業務について外注をしているのか。

(答)

- 庁舎の清掃や警備といった庁舎管理等の業務については、外部委託等による代替が可能であり、技能労務職員の退職に際しまして、裁判所の業務に支障が生じることのないよう外注化を行っているところでございます。
- そのほか、電話交換についてダイヤルインの方式を探ったりするなど、必要な内部努力を行い事務の効率化を図っているところでございます。

令和4. 11. 10 参法 川合孝典（民主）

問4 裁判所職員（一般職）の超過勤務時間について問う。

答 下級裁判所における、裁判官を除く一般職員のうち、行（一）
6級以下の職員等1人当たりの平均超過勤務時間は、令和2
年度で、年間63時間11分である。

令和4. 11. 10 参法 川合孝典（民主）

問5 裁判所職員（一般職）について、裁判所はどのような方法で労働時間を管理しているのか。

答 裁判所職員については、一般職の国家公務員の勤務時間に関する規定を準用しており、これに基づき、勤務時間管理を行っている。具体的には、正規の勤務時間の勤務については、始業時刻までに登庁しているかを、登庁簿を用いて確認するとともに、管理職員が勤務状況を現認するなどの方法により、終業時刻まで勤務していることを確認している。

また、超過勤務については、職員が事前に管理職員に申告して、管理職員が超過勤務の必要性や緊急性を個別具体的に判断し、実際の超過勤務の状況についても、管理職員が現認することを基本として、（管理職員が不在となる場合には、執務室の鍵の授受簿による確認や、事前申告の内容を踏まえて事後に実績を確認するなどの方法により、）適切な把握に努めているところである。

委員ご指摘のとおり、勤務時間の適切な管理は重要であると認識しており、今後とも、職員の勤務時間の適切な把握に努めてまいりたい。

令和4. 11. 10 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問1 令和5年度予算では、裁判手続等のデジタル化のための予算増額が重要であると同時に、そのために、事件処理に必要な経費、人件費や施設費といった他の予算を削減するようなことはあってはならないと考えるが、最高裁の見解を問う。

(答)

裁判手続等のデジタル化は喫緊の課題であり、これを実現するために必要な予算を確保することは重要なことであると考えております。また、委員御指摘のとおり、適正かつ迅速な事件処理を安定的に行うため、事件処理のために必要な経費、人件費や施設費等の確保も重要であると考えております。

いずれにしましても、裁判所としましては、引き続きこれら必要な予算の確保に努めてまいりたいと存じます。

令和4. 11. 10 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問2 2023年度の概算要求における定員数の内訳はどうな
っているか。

（答）

- 令和5年度の概算要求につきましては、まず、
判事補については、15人の減員となります。
- 続いて、裁判官以外の裁判所職員につきましては、
事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員の
ワークライフバランス推進のため事務官70人の増員
を要求しております。
- なお、事務官につきましては、速記官から5人の
振替要求を行うこととしており、今回の要求数はこの
振替要求を含むものでございます。
- 他方、政府の定員合理化に協力するため、この5人
のほか、65人（事務官47人、技能労務職員18人）
を減員する予定でございます。
- また、これ以外に、裁判所共済組合の統合に伴い、
事務官25人を下級裁から最高裁に組み替えによる
振替要求を行うこととしております。

令和4. 11. 10 歩・法務委員会 仁比聰平（共産）

問3 下級裁の事務官の定員が大きく減員することにより、下級裁の事務に支障が出るのではないか。

(答)

- 定員合理化を行う下級裁の事務官については、これまで各庁各部署において事務の見直しや業務フローの見直しなどに取り組んでおり、既存業務の見直しによる合理化が可能な部署について個別に減員を検討しているところでございます。
- (具体的な庁及び部署については各庁において個別に検討することになりますが、) 例えば、庁舎新営の終了に伴う事務の減少分などについて、合理化による減員が可能であると考えており、今回の減員によって事務に支障は生じないものと考えております。
- また、先ほど申し上げた裁判所共済組合の組織統合に伴う下級裁から最高裁への振替 25につきましては、下級裁内の組合支部を最高裁内の組合本部に統合することによるものでありますので、業務と共に定員が最高裁に移るのであり、下級裁の事務に支障が出るものではございません。

令和4. 11. 10 参法 仁比聰平（共産）

問4 裁判所職員の精神疾患による長期病休取得者数の推移
及びそれについての受け止めを問う。

答 裁判所の書記官、家裁調査官、事務官について、平成30年から令和4年までの各年の特定の時点で精神疾患により長期病休を取得していた者の数は、順次、90人、87人、105人、86人、123人である。

令和4年については、確かにそれまでよりもやや高い数字となっているものの、年によって波があるところでもあり、引き続き状況を注視してまいりたい。

裁判所としては、これまでも、すべての職員が心身ともに健康で職務に精励できるよう職員の健康保持に取り組んできたところではあるが、メンタルヘルス対策を含め、引き続き、職員の健康保持に向けた取組を進めてまいりたい。

令和4. 11. 10 参法 仁比聰平 (共産)

問5 若手の事務官や書記官が適切にサポートを受けられる
ような人員配置になっているのか。

答 各庁においては、事件の繁忙度等の各庁の実情も踏まえて、
特定の職員に過度な負担がかかることのないよう、適切な人
員配置に努めているところである。

委員ご指摘の若手の事務官や書記官に対しては、幹部職員
や管理職員が適切に目配りすることにより、必要なサポート
をすることができるよう適切な人員配置に努めてきたとこ
ろであり、今後も同様の取組を続けていきたい。

令和4. 11. 10 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問6 裁判所の事務処理態勢の充実や安定的な事件処理のために
は裁判所の予算の抜本的な拡充が必要と考えるが、裁判所の
見解を問う。

(答)

委員ご指摘のとおり、適正かつ迅速な裁判を実現するため
に必要な予算を確保することは重要なことであると考え
ております。裁判所としましても、引き続き、必要な予算
の確保に努めてまいりたい。

令和4. 11. 10 参法 仁比聰平（共産）

問7 最高裁の勤務時間把握の取組みについて問う。

答 超過勤務については、職員が事前に管理職員に申告して、管理職員が超過勤務の必要性や緊急性を個別具体的に判断し、実際の超過勤務の状況についても、管理職員が現認することを基本として、（管理職員が不在となる場合には、執務室の鍵の授受簿による確認や、事前申告の内容を踏まえて事後に実績を確認するなどの方法により、）適切な把握に努めているところであるが、最高裁については、（行政政府省と同じように他律的な業務が多く、繁忙な状況となっているため、勤務時間管理をより一層充実させるため、）本年4月から、職員の業務端末の使用時間を記録し、これを超過勤務把握の資料とする運用を開始したところである。

【セット版】

令和4. 11. 11(金) 衆・法務委 鈴木義弘議員 (国民)

問 裁判所は、自白に重きをおいた判決を下してはいないか。

(答)

- (被疑者・) 被告人の自白を含め、各証拠の評価をどのように行うかということにつきましては、各裁判体において、個別具体的な事情を踏まえて判断すべき事項であり、委員の御質問について、事務当局としてお答えすることは困難です。

(対家庭局長)

家庭局 作成

11月16日(水)衆法 14:05~14:33 阿部弘樹議員(維新)

問 成年後見人として選任された専門職が、成年被後見人の親族を被告として、不正があったなどとして損害賠償を求める民事訴訟の件数を問う。

(答)

一般論として、成年後見人として選任された専門職の判断により、成年被後見人の親族を被告として損害賠償を求める訴えを提起する場合はあると承知しておりますが、このような民事訴訟の件数については、統計を取っていないため、お答えすることができません。

以上

令和4.11.17 参・法務委員会 加田裕之（自民）

（問1）先月、神戸家庭裁判所で神戸連続児童殺傷事件の全事件記録の廃棄が判明しました。事件記録の廃棄や保存は、司法としての判断か、行政的な判断なのかご答弁ください。

（答）

○ 委員御指摘の神戸家裁における記録の廃棄の問題につきましては、社会的に耳目を集めた事件として特別保存をするべきであったのに、廃棄されているのではないか、という点が問題になっているところであります。このように史料又は参考資料となるべきものを特別保存するという判断については、裁判所における司法行政上の判断ということになります。

令和4.11.17 参・法務委員会 加田裕之（自民）

(問2) 先日の委員会での答弁では「各方面からの批判や指摘を重く受け止める」と答弁したが、当時の担当者を責任追及するということではなく、まずは、遺族関係者に謝るべきでないか。その上で、遺族に今回の事態を説明するべきでないのでしょうか。これについてご答弁をお願いいたします。

(答)

○ 最高裁としては、事態を重く受け止め、一連の廃棄事案を教訓として、あるべき事件記録の保存・廃棄の運用とするために、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかを有識者委員会から客観的に評価をしてもらい、その結果も含めて、事件に關係する方々を含めた国民に対する説明責任を果たしていきたいと考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 加田裕之（自民）

(問3) 有識者委員会の運営について、開催日や終了後の説明

など、透明性を確保すべきではないか、また土師さんはじめ、犯罪被害者の方のご意見を聴取するべきではないかと考えますが、ご答弁をお願いいたします。

(答)

- 有識者委員会の運営については、委員の意見も踏まえつつ、調査の客観性、透明性を確保するよう努めたいと考えております。
- また、本件について犯罪被害者の方々から様々なご意見をいただいているところですが、そのようなご意見については委員にお伝えしたいと思います。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 加田裕之（自民）

(問4) 有識者委員会の結果について、最終的には何らかの形で公表するのか、状況をお尋ねいたします。

(答)

○ 有識者委員会の結果について、何をどのような形で公表するかについて、委員会の意見を踏まえて、検討していくこととなる。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 加田裕之（自民）

(問5) 次に、保存をするための「仕組み」や「場所」など貴重な記録の保存のあり方についてお伺いします。今回のことを教訓に、これは裁判所だけの問題ではなく、今後、保存の仕組みの法律を作るのは立法府、場所を作るのは予算や用地確保など行政が協力しなければならないと考えます。加えて原則廃棄ではなく、原則保存でするべきでないのか。原則廃棄だとすれば、またこの度のようなことが起きる可能性があります。保存規則の小手先の改訂ではなくデジタル化を踏まえた記録保存のあり方についてのご所見をお伺いいたします。

(答)

- 裁判手続のデジタル化が実現され、記録が電子化された場合には、記録の保存の観点からは、記録を物理的に保管するためのスペースが不要になり、職員による運搬も不要になるなどが想定されるところでございます。
- 記録の電子化に伴う記録の保存の在り方については、今後、このような電子化された記録の特性のほか、

システムの維持・管理に関するコストの問題や、
事件記録等に表れる高度な個人情報を保有し続けるこ
とに関する問題等も踏まえつつ、検討していきたいと
考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問1）最高裁は、神戸家裁の廃棄事件について聞き取り調査等を開始するなど、従来の方針からの変更を行ったと思われる。この方針変更がなされた理由及びこの調査の意義について説明されたい。

（答）

- 当初、最高裁としましては、本件は、庁全体の問題、ひいては裁判所全体の問題であると考えられることから、個別の聞き取り調査を行うか否かについては慎重に検討する必要があると考えていたところでございます。
- もっとも、社会的に耳目を集めた事件の廃棄が複数確認され、その後、様々なご意見を受ける中で、最高裁として、事件記録の特別保存や廃棄に関するこれまでの裁判所の運用の実情、適切な運用に向けた取組の状況、これらを踏まえた今後必要な措置等について改めて検討する必要があると考えて有識者委員会を開催することとしたものでございます。

- その段階におきましては、委員会の開催前に事前準備として一定の調査が必要であると考えていたところ、その準備を進めていく過程で各委員からお聞きしたご意見も踏まえ、今回の調査を必要と判断したものであり、その段階において、方針の変更があったものではございません。
- また、調査の意義につきましては、委員会の円滑な進行のための事前準備にあると考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問2）今回実施に踏み切った「個別案件についての具体的な調査」について、調査の内容や事情聴取をする対象者の範囲を示されたい。

（答）

○ 調査の内容や対象者の範囲につきましては、今後の調査に支障が生じるおそれがあるため、お答えを差し控えさせていただきます。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問3）「個別案件についての具体的な調査」の結果について
は、公表されるのか。

（答）

○ 何をどのような形で公表するかについては、各委員
の意見を踏まえて検討してまいりたいと考えておりま
す。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問4）神戸家裁の事件以外にも、全国各地で重大な少年事件の記録廃棄が判明しているところ、神戸家裁についてのみ具体的な調査を行い、その他の重大事件について調査を行わないというのは、整合性がないのではないか。

（答）

○ （先ほどもご説明したとおり、神戸家裁の件については）各委員にも相談した上で、委員会の事前準備として必要と考えて調査を行うこととしたのですが、他の事件についても今後、同様に、各委員から意見をお聞きした上で、調査を行うかどうか検討してまいりたい。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問5）全国調査の前提として、現在定められている特別保存の運用要領に記載されている基準（「主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件」との基準）によれば特別保存の対象とすべきだった重大少年事件について、記録が保存されているのか廃棄されているのかという現状について、全国の裁判所から報告させるべきではないか。

（答）

- 最高裁としましては、現在、各庁に対し、特別保存の件数のほか、特別保存に付された事件記録等の保存状況についても照会を行っているところであり、各庁における特別保存の状況の把握に努めているところでございます。
- 委員御指摘の調査も含め、今後考えられる調査の手法や範囲については、有識者委員の意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問6）最高裁は、年内にも初会合が持たれるとされる有識者委員会において、何についての質問を行うのか。有識者委員会への「オーダー」の内容について説明されたい。

（答）

○ 最高裁としては、有識者委員には、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかについて、第三者の目から客観的に評価いただき、ご意見をいただきたいと考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問7）神戸家裁の事件以外の重大事件についての廃棄案件について、経緯等についての職員への聞き取りも含めた具体的な詳細調査をするべきなのか、という正面からの問い合わせを有識者委員に対して行うのか。

（答）

○ 神戸家裁の事件以外の事件につきましても、先ほど申し上げた点（これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、また、適切な運用に向けた取組が十分であったどうか）について、有識者委員に実情などを把握いただいた上で意見を述べていただくために、今後、どのような手法、範囲で調査を行うことが考えられるかなどについて、有識者委員から意見を聞くことになると考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

(問8) 事件記録について、原則廃棄、例外保存としているところ、原則と例外を入れ替え、原則保存とすべきではないか。当局が指摘する保管スペースの問題に関してはデジタル化という解決策があり得るし、個人情報の問題は管理と公開ルールの問題ではあっても「廃棄」に直結する要素ではないことから、今回の件を機に原則保存へ制度設計 자체を切り替える検討をすべきではないか。

(答)

- 裁判手続のデジタル化が実現され、記録が電子化された場合には、委員御指摘のとおり、記録の物理的な保管スペースの問題は生じないこととなります。
- もっとも、これを原則として永久に保存することとする場合には、やはり事件記録等に表れる高度な個人情報を保有し続けることに関する問題について慎重に検討しなければならないほか、システムにおける保存容量が累積的に増加し続けることとなり、それに伴うシステムの維持・管理に関するコストが増大するといった問題なども考慮する必要があるものと考え

ております。

(○ いずれにしましても、記録の電子化に伴う記録の保存の在り方についても、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。)

令和4.11.17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

（問9）平成4年に2項特別保存についての運用ルールを定めた事務総長通達が発出されているが、このルールがしっかりと守られ、実践されているかについて、最高裁としてどのようなフォローアップや監督がされてきたか。

（答）

- 最高裁としましては、これまでの間、記録等の保存に関する執務資料を作成し、下級裁に配布するなどして支援してきたのですが、各庁における特別保存の運用状況などの把握が十分でなかったほか、選定手順や明確な基準などが具体的に定められているかどうかという観点からの指導監督も不足していたところであり、令和2年に、各庁に今御説明した観点に基づく運用要領を定めるよう求めております。
- もっとも、今般、特別保存の運用の在り方等について改めて検討することとしたものであり、最高裁としての取組が十分であったかについても有識者の意見を聞いた上で、併せて検討してまいりたいと考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 牧山ひろえ（立憲）

(問10) 神戸家裁における少年事件記録の廃棄は、現在の特別保存の運用からすると適切ではなかったと評価しているが、当時の運用に基づく場合にはどうか。

(答)

- 個々の記録の廃棄は、記録を保存する裁判所において行われているところ、本件記録が特別保存に付されなかつた理由や廃棄された当時の状況については明らかでなく、個別の廃棄の判断が適切であったかどうかについて、最高裁としては見解を述べることは差し控えたいと考えております。
- もっとも、規程において、事件記録等で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない、つまり、特別保存しなければならないとされています。さらに通達上で具体的に、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」や「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なものの」等については、特別保存に付するものとされておりました

が、本件当時、各庁においては、この特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程や通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況であったと考えております。

(○ なお、特別保存の運用については、令和2年に、東京地裁において、重要な憲法判断がされた事件の記録等の廃棄が明らかになったことを端緒として、適切な記録保存の運用を確保するため、有識者の意見を踏まえて運用要領を策定し、同地裁の運用要領を参考に、各庁においても運用要領が定められたところでございます。)

令和4.11.17 参・法務委員会 梅村みづほ（維新）

(問1) 今回の記録廃棄の件を踏まえ、今後、少年事件について、例えば殺人事件などの重大なものについては、記録を電子化して保存していくべきではないか。

(答)

- 少年事件につきましては、紙媒体による審理が行われており、事件記録等も紙媒体で保存されているというのが現状でございます。
- 最高裁としましては、今回の件を踏まえ、このように紙媒体で保存される事件記録等につきまして、特別保存に付すべきものを適切に特別保存に付し、将来にわたって事件記録等の管理を適切に行っていくために、有識者委員の意見も踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。
- 委員ご指摘のように、紙媒体の事件記録等の保存に加え、事件記録等を電子化して保存することとなりますと、紙媒体を電子化するために相応の作業を要するといった問題や、現在の紙媒体の事件記録等との関係性をどのように考えるのかといった問題など、

難しい問題を含んでいると思われます。

- なお、刑事手続において取り扱う書類について電子的方
法により作成・管理・利用することについては、現在、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において調査審議が行われているものと承知しております。
- 最高裁としましては、こうした法制審議会における調査審議の状況を注視しつつ、少年事件の記録の保存の在り方について引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 梅村みづほ（維新）

(問2) 民事訴訟事件については、記録の電子化等を実現する法改正がされたが、裁判所として、今回の記録廃棄の件を踏まえて、電子化後の記録の保存の在り方についてどのように取り組んでいくつもりか。

(答)

(○ 議員ご指摘のとおり、民事訴訟につきましては、令和4年5月25日に民事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、訴訟記録の電子化など、民事訴訟手続のデジタル化を実現するものとされておりまして、最高裁としては、その施行に向けて、必要な準備を行っているところでございます。)

○ このたび、耳目を集めた少年保護事件記録等を特別保存に付さずに廃棄していたことが明らかとなり、下級裁を支援、監督する最高裁として、改めて、これまでの特別保存の運用の在り方が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかを第三者の目から客観的に評価していただき、将来にわたって事件記録の管理の適切な運用を確保していく必要があ

ると考えており、外部の有識者委員による会合を開催し、委員の意見等を踏まえ、今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

- そして、裁判手続のデジタル化が実現され、記録が電子化された場合においても、事件記録を適切に保存していく必要があることには変わりなく、今回の検討結果を前提として、電子化された記録の特性なども踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

(対家庭局長)

家庭局 作成

11月17日(木)参法 15:00~ 梅村みづほ議員(維新)

問3 (子の監護者指定や面会交流などの) 子の監護に関する事件について、家族法制の見直しの如何にかかわらず、スピード感を持って、かつ、公平・公正に審理を行うことが重要であると考えるが、裁判所の認識を問う。

(答)

裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努めねばならないことは、家事事件手続法2条に定められているところです。

(子の監護者指定や面会交流など、) 子の監護に関する事件についても、子の利益を最も優先して考慮するという観点から、必要な審理を適正に行うとともに、その事案に応じた適切なスピード感を持って手続を進めるることは、重要であると認識しております。

最高裁判所としては、引き続き、各裁判所に対する必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上

令和4. 11. 17 参法 福島みずほ（立憲）

問1 令和4年9月1日付の春名茂裁判官の訟務局長への異動は問題ではないか。少なくとも行政訴訟分野での判検交流はやめるべきではないか。

答 個別の人事に関してお答えすることは差し控える。

最高裁としては、法務省をはじめとする行政省庁から、裁判実務の経験があり、法律に精通している人材としての裁判官の派遣を求める要望があった場合には、その要望を踏まえ、必要な協力をしてきたところである。今後とも、適切に判断してまいりたい。

【セット版】

令和4. 11. 17(木) 参・法務委 福島みづほ議員(立憲)

問2 入退廷時の手錠、腰縄はやめるべきではないか。

(答)

- 入退廷時の手錠、腰縄の使用は、各裁判体が法廷警察権に基づいて個別に判断する事項ですが、逃走防止の観点から押送機関側の検討も踏まえた上で、裁判体において措置の要否を判断されているものと承知しております。

令和4. 11. 17 参法 石川大我（立憲）

問1 コロナ禍で民間企業では働き方改革が進んだものと思うが、裁判所での働き方はどうか。

答 裁判所においては、国民の期待に応える司法サービスの一層の充実を図るためにも、（働き方改革により）育児や介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるようになることが必要であると考えており、長時間労働の是正、業務の合理化・効率化、（働く時間の柔軟化）、育児休業等の仕事と家庭生活の両立支援制度の利用促進などを通じて、働きやすい職場環境の整備に取り組んできているところである。

令和4. 11. 17 参法 石川大我 (立憲)

問2 紹与や執務環境について現場の職員から不満の声はないのか。現場の職員が不満を述べられるような方法はあるのか。

答 (委員ご指摘のとおり、) 裁判所の職員が働きやすい執務環境を整備することは重要であると考えている。

裁判所においては、これまでも、管理職員を通じて現場の職員の様々な声を可能な限り拾い上げるなどして、執務環境の整備に努めてきたところであるが、今後も、現場の職員がその能力を十分に發揮することができるよう、良好な執務環境の整備に努めて参りたい。

令和4. 11. 17 参法 鈴木宗男（維新）

問 / 裁判官の全体の人数及び本法案による報酬改定の対象となる裁判官の人数を問う。

答 本年7月1日現在で、裁判官の全体の人数は3383人であり、そのうち本法案による報酬改定の対象となる裁判官の人数は139人である。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 鈴木宗男（維新）

問2 裁判官の人数は足りているのか。

(答)

- 裁判所は、これまでも事件動向等を踏まえて、着実に裁判官を増員してきており、令和2年度の判事30人の増員を含め、司法制度改革以降の平成14年度から令和2年度までの間に合計で約830人の増員を行ってまいりました（うち、判事については約740人）。
- 一方、判事補につきましては、平成29年度から令和2年度までの間、判事定員への振替（103人）をすることにより定員を減少させてきたところ、直近の事件動向が安定しつつあることや、判事補の充員が困難な状況が続いていること等から、令和4年度に40人の減員をしたところでございます。
- 判事補につきましては、充員の状況を踏まえつつ、将来の事件処理に支障を生じさせない範囲で減員をしているところであり、裁判所においては、これま

での増員分も活用しつつ、審理運営の改善、工夫等
も引き続き行うことで、適正かつ迅速な事件処理を
行うことができるものと考えております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 川合孝典（国民民主党）

問1 裁判所における近年の定員合理化の進捗状況は如何。

（答）

- 裁判所としましては、裁判所の事務への支障の有無等を考慮しつつ、政府の定員合理化に協力するため定員合理化を行っているところでございます。
- 具体的に申し上げますと、令和2年度は57人、令和3年度は56人、令和4年度は65人の合理化を行ってきたものでございます。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 川合孝典（国民民主党）

問2 合理化した人員分の業務はどうなっているのか。職員の業務量が増加しているのではないか。

(答)

- 裁判所においては、定員の合理化に当たり、事務処理の合理化、効率化が図りやすい事務局部門を中心に、これまでも事務処理の合理化、効率化を図ってきたところでございます。
- 具体的には、既存業務の見直し等により事務の合理化を行っているほか、庁務員等の技能労務職員については、定年等による退職に際し、裁判所の事務への支障の有無を考慮しつつ、外注化による合理化等が可能かを判断し、後任を不補充とすることにより生じた欠員について定員を合理化しているところでございます。
- したがいまして、これらの合理化等の取組みによって裁判所の一部の業務に変化が生じることは否定できないものの、全体としてみれば、定員合理化により、職員の負担が増えていることはなく、

裁判所の業務として支障が出る状況は生じていないと
認識しております。

令和4. 11. 17 参法 川合孝典（民主）

問3 裁判所職員（一般職）の超過勤務時間について問う。

答 下級裁判所における、裁判官を除く一般職員のうち、行（一）
6級以下の職員等1人当たりの平均超過勤務時間は、令和2
年度で、年間63時間11分である。

令和4. 11. 17 参法 川合孝典（民主）

問4 裁判所職員（一般職）について、裁判所はどのような方法で労働時間を管理しているのか。

答 裁判所職員については、一般職の国家公務員の勤務時間に関する規定を準用しており、これに基づき、勤務時間管理を行っている。具体的には、正規の勤務時間の勤務については、始業時刻までに登庁しているかを、登庁簿を用いて確認するとともに、管理職員が勤務状況を現認するなどの方法により、終業時刻まで勤務していることを確認している。

また、超過勤務については、職員が事前に管理職員に申告して、管理職員が超過勤務の必要性や緊急性を個別具体的に判断し、実際の超過勤務の状況についても、管理職員が現認することを基本として、（管理職員が不在となる場合には、執務室の鍵の授受簿による確認や、事前申告の内容を踏まえて事後に実績を確認するなどの方法により、）適切な把握に努めているところである。

委員ご指摘のとおり、勤務時間の適切な管理は重要であると認識しており、今後とも、職員の勤務時間の適切な把握に努めてまいりたい。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 川倉孝典（国民民主党）

問5 前回の報酬法改正以降、事件動向や事件処理状況等を踏まえてどのように人的態勢を整備してきたのか。

(答)

- まず、近年の事件動向としては、成年後見関係事件などの一部の事件を除いて、増加に歯止めがかかり、落ち着きが見られるようになっております。
- このような状況を踏まえ、前回の報酬法改正（令和元年11月29日施行）後の令和2年度以降、裁判官以外の裁判所職員の人的態勢については、家庭事件処理の充実強化として書記官8人の増員を行ったほか、裁判手続等のデジタル化の検討、準備など、事件処理の支援のための体制強化として事務官101人、国家公務員のワークライフバランス推進のために書記官2人、事務官11人、家庭裁判所調査官2人の増員を行い人的態勢の整備を図ってきたところでございます。
- 裁判所といたしましては、今後も引き続き、事件動向や事件処理状況等を踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

令和4. 11. 17 参法 川合孝典（民主）

問6 裁判官の定年を引き上げるべきではないか。

答 裁判官の定年は、最高裁判所及び簡易裁判所の裁判官が70歳、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判官が65歳となっている（裁判所法50条）。

国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる法改正（令和5年4月1日施行予定）が行われたところであり、最高裁としては、裁判官の定年年齢を引き上げるか否かについては、裁判官の職務の性質や求められる資質・能力等を前提としつつ、国家公務員全体の定年年齢の在り方等も踏まえて、慎重に検討すべきものと考えている。

令和4. 11. 17 参法 川合孝典（民主）

問7 裁判官の人材確保のため、大学教育との連携を進め、大学教員からの任官についても取り組むべきではないか。

答 裁判所は、法科大学院における教育の充実に資することを目的とする法律の定めに基づき、継続的に裁判官を法科大学院の教員として派遣してきており、裁判官が法科大学院における教育に携わり、法曹養成に協力することは、将来裁判官に任官する人材の育成にもつながっていくものと考えている。

現在の複雑で多様な事件に裁判所が適切に対応するためには、多様な給源から裁判官の人材を得ることが重要であり、最高裁としても弁護士任官の促進等に取り組んできたところであり、ご指摘の大学教員を含め、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人材が裁判官に任官することは有意義なことと考えている。（大学教員に焦点を当てた取組までは行っていないものの、任官を希望する者に対し、適切に対応してまいりたい。）

令和4. 11. 17 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問1 令和5年度予算では、裁判手続等のデジタル化のための予算増額が重要であると同時に、そのために、事件処理に必要な経費、人件費や施設費といった他の予算を削減するようなことはあってはならないと考えるが、最高裁の見解を問う。

(答)

裁判手続等のデジタル化は喫緊の課題であり、これを実現するために必要な予算を確保することは重要なことであると考えております。また、委員御指摘のとおり、適正かつ迅速な事件処理を安定的に行うため、事件処理のために必要な経費、人件費や施設費等の確保も重要であると考えております。

いずれにしましても、裁判所としましては、引き続きこれら必要な予算の確保に努めてまいりたいと存じます。

令和4.11.17 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問2 2023年度の概算要求における定員数の内訳はどうな
っているか。

（答）

- 令和5年度の概算要求につきましては、まず、
判事補については、15人の減員となります。
- 続いて、裁判官以外の裁判所職員につきましては、
事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員の
ワークライフバランス推進のため事務官70人の増員
を要求しております。
- なお、事務官につきましては、速記官から5人の
振替要求を行うこととしており、今回の要求数はこの
振替要求を含むものでございます。
- 他方、政府の定員合理化に協力するため、この5人
のほか、65人（事務官47人、技能労務職員18人）
を減員する予定でございます。
- また、これ以外に、裁判所共済組合の統合に伴い、
事務官25人を下級裁から最高裁に組み替えによる
振替要求を行うこととしております。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問3 下級裁の事務官の定員が大きく減員することにより、下級裁の事務に支障が出るのではないか。

(答)

- 定員合理化を行う下級裁の事務官については、これまで各庁各部署において事務の見直しや業務フローの見直しなどに取り組んでおり、既存業務の見直しによる合理化が可能な部署について個別に減員を検討しているところでございます。
- (具体的な庁及び部署については各庁において個別に検討することになりますが、) 例えば、庁舎新営の終了に伴う事務の減少分などについて、合理化による減員が可能であると考えております。今回の減員によって事務に支障は生じないものと考えております。
- また、先ほど申し上げた裁判所共済組合の組織統合に伴う下級裁から最高裁への振替25につきましては、下級裁内の組合支部を最高裁内の組合本部に統合することによるものでありますので、業務と共に定員が最高裁に移るのであり、下級裁の事務に支障が出るものではございません。

令和4. 11. 17 参法 仁比聰平（共産）

問4 裁判所職員の精神疾患による長期病休取得者数の推移
及びそれについての受け止めを問う。

答 裁判所の書記官、家裁調査官、事務官について、平成30年から令和4年までの各年の特定の時点で精神疾患により90日以上の長期病休を取得していた者の数は、順次、90人、87人、105人、86人、123人である。

令和4年については、確かにそれまでよりもやや高い数字となっているものの、年によって波があるところもあり、引き続き状況を注視してまいりたい。

裁判所としては、これまでも、すべての職員が心身ともに健康で職務に精励できるよう職員の健康保持に取り組んできたところではあるが、メンタルヘルス対策を含め、引き続き、職員の健康保持に向けた取組を進めてまいりたい。

令和4. 11. 17 参議院議員 仁比聰平 (共産)

問5 若手の事務官や書記官が適切にサポートを受けられる
ような人員配置になっているのか。

答 各庁においては、事件の繁忙度等の各庁の実情も踏まえて、
特定の職員に過度な負担がかかることのないよう、適切な人
員配置に努めているところである。

委員ご指摘の若手の事務官や書記官に対しては、幹部職員
や管理職員が適切に目配りすることにより、必要なサポート
をすることができるよう適切な人員配置に努めてきたとこ
ろであり、今後も同様の取組を続けていきたい。

令和4. 11. 17 参・法務委員会 仁比聰平（共産）

問6 裁判所の事務処理態勢の充実や安定的な事件処理のために
は裁判所の予算の抜本的な拡充が必要と考えるが、裁判所の
見解を問う。

(答)

委員ご指摘のとおり、適正かつ迅速な裁判を実現するた
めに必要な予算を確保することは重要なことであると考え
ております。裁判所としましても、引き続き、必要な予算
の確保に努めてまいりたい。

令和4. 11. 17 参法 仁比聰平（共産）

問7 最高裁の勤務時間把握の取組みについて問う。

答 超過勤務については、職員が事前に管理職員に申告して、管理職員が超過勤務の必要性や緊急性を個別具体的に判断し、実際の超過勤務の状況についても、管理職員が現認することを基本として、（管理職員が不在となる場合には、執務室の鍵の授受簿による確認や、事前申告の内容を踏まえて事後に実績を確認するなどの方法により、）適切な把握に努めているところであるが、最高裁については、（行政府省と同じように他律的な業務が多く、繁忙な状況となっているため、勤務時間管理をより一層充実させるため、）本年4月から、職員の業務端末の使用時間を記録し、これを超過勤務把握の資料とする運用を開始したところである。

令和4. 11. 22 参・法務委員会 加田裕之（自民）

（問1）前回の委員会において、今回の事態を重く受け止めている旨の答弁があったが、これは被害者やその遺族を含む国民に対する謝罪の意を含むものであるか。

（答）

○ 神戸家裁の件をはじめとする耳目を集めた少年保護事件記録等の廃棄が行われた当時は、特別保存を適切に行うための仕組みが整備されておらず、規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたとは言い難い状況にあったものであり、これは、府全体の問題、さらには裁判所全体の問題であると考えております。

（先日答弁いたしましたとおり、）今回の事態について、最高裁として重く受け止めているところであり、裁判所全体としてこのような規程、通達の趣旨に沿った適切な運用がされていたと言い難い状況にあつたことにつきましては、最高裁として率直に反省をしているところであり、事件に関係する方々を含む国民の皆様に対し、申し訳なく思っております。

令和4. 11. 22 (火) 参・法務委・佐々木さやか議員（公明）

問1 コートハウスドッグの同行について、裁判所の許可が円滑に行われるようにしてほしい。また、コートハウスドッグの活動について、裁判所における理解が進むようにしてほしい。

(答)

- 裁判所としても、刑事事件において、特に年少の証人が証言をする際には、その負担に十分配慮した上で、適切な事実認定を行う必要があると考えているところ、証人を保護するために、(刑事訴訟法に規定されている既存の枠組みを活用した様々な工夫のほか、)どのような措置を探ることが適切かについては、事案の性質や証人の状態、当該措置の実施を求める申出の内容等の具体的な事情に即して、各裁判体が訴訟指揮権に基づき、個別に判断しているものと認識している。
- 刑事手続において証人を尋問する場合に犬を付き添わせることを認めるかどうかについても、このような具体的な事情に即して、各裁判体が訴訟指揮権に基づき、適切に判断しているものと承知している。
- (犬の付添いを認めた事例があることは、報道等を通じて承知しているものの、)事務当局として、個別事案の判断の内容を周知することは難しいが、今後も、委員のご指摘も含め、証人の負担軽減に向けた実務の動向を注視しつつ、適切な対応につとめてまいりたい。

令和4. 12. 6 参法 福島みづほ（立憲）

問1 生活保護訴訟で国の代理人になっていた者が同種訴訟の担当裁判官になった事例が起きているように、証務分野での判検交流は代理人と裁判官を入れ替わるという構造的な問題があると思うが、どう考えるか。証務分野での判検交流は廃止すべきではないか。

答 最高裁としては、法務省をはじめとする行政省庁から、裁判実務の経験があり、法律に精通している人材としての裁判官の派遣を求める要望があった場合には、その要望を踏まえ、必要な協力をしてきたところである。今後とも、適切に判断してまいりたい。

令和4. 12. 6 参法 福島みづほ（立憲）

問2 刑事分野での判検交流は平成24年に廃止されているが、同じような構造的な問題がある証務分野での判検交流も廃止すべきではないか。

答（刑事分野での交流については、法務省において、裁判官が地方検察庁の検察官を務め、検察官が地方裁判所の裁判官を務めるという交流を取りやめるということであったので、最高裁としても、これに対応したものである。）

先ほども申し上げたとおり、最高裁としては、法務省をはじめとする行政省庁から、裁判実務の経験があり、法律に精通している人材としての裁判官の派遣を求める要望があった場合には、その要望を踏まえ、必要な協力をしてきたところである。今後とも、適切に判断してまいりたい。